

| | |
|------------------|---|
| Title | 加藤久雄著『犯罪者処遇の理論と実践』 |
| Sub Title | Hisao Katoh, "Theory and practice of the treatment of offenders" |
| Author | 宮澤, 浩一 (Miyazawa, Koichi) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1984 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.5 (1984. 5) ,p.120- 124 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 紹介と批評 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840528-0120 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

加藤久雄 著

『犯罪者処遇の理論と実践』

一 本書の著者、加藤久雄君には、一九八二年公刊の「治療・改善処分の研究」があり、同著により、一九八三年に慶應義塾大学法学博士の学位を取得している（その審査報告は、本誌五六巻一〇号、一九八三年、一一四頁以下に収録）。同君は、教授昇進の年限が迫った一昨年より、法学部の内規に従い、「学位論文又はそれに準ずる業績」として、新たに一書をまとめる計画を立て、それを実現したのが、本書である。ともすれば、規程や内規を拡張解釈して、昇進論文と称するものにより仲間ぼめのなセレモニーを行なうやに思われる昨今の状況をみるにつけても、私共は、筋道を通すことを常道と考えている者であるから、同君が、永年の努力の蓄積があったためとはいえ、学位論文のほかに、それに相当する別著をもって、教授昇進のための相応の精進を示めしてくれた努力を多とする。ほかの部門でも、是非、こうあって欲しいが、これは所詮、心構えの問題であり、

本人の可能性の問題でもある。自分自身に妥協するかしないかは、結局、自分の問題であるし、人に強制しても、できる者でできない者がある。だが、それは、結局、永い目でみたととき、将来、本物になるか、偽物で終るかの分岐点を形成するのではないかと考える。勿論、厳しいことを要求した者は、その要求の実現をみて嬉しく思うと同時に、今後も又、研究の先達として自分に厳しい者であり続ける自戒とせねばならない。先達と後進とのこのような競合関係により、学問は一步ずつ前進するのではなかるうかと考え、以下、そのための一石を投じたい。

二 著者は、前著において、いわゆる保安・改善処分に關して、内外の論著を比較検討し、精神障害性犯罪者の処遇に焦点をあてた論述を展開したが、新著では、その視野を拡げ、犯罪者処遇の観点から、「処分」のみならず「刑罰」について、また、「施設内処遇」のみならず、「社会内処遇」に關して論述を展開している。その全体を概観してみよう。

本書は、大きく分けて、第一編「犯罪者処遇の基礎理論」と第二編「犯罪者処遇の実践」の二部からなる。前者では、主として理論的考察を示めし、後者では、——著者が実践をしているのではなくて——内外の犯罪者処遇の実践がどうあるかの叙述が主である。

第一編は、「序論」、「犯罪者処遇の基本問題」、「犯罪者処遇モデルの一試論」、「社会内処遇モデルの一試論」、「刑罰と処分

の関係」の四章から成っている。

この部分では、犯罪者処遇の最近の動向をふまえて、「処遇観念」がどのように動いており、今後、どのような構想に基づいた処遇が実現されるべきかが論じられる。その中心概念は、「社会復帰」であるが、それは、処遇対象者を現在の社会に無理に適応させることではなくて、その者が内的・外的に自立し、主体的人格・社会的責任をもって生活できる能力を獲得できる

よう援助することを意味する。そのためには、従来、犯罪人をも病人とみなし、病人の治療を類推して受刑者の治療を構想した「医学モデル」から、受刑者の自主独立をうながす、新しい処遇モデルへ、施設内処遇重点の処遇から社会内処遇を重視する施策へと転換する必要のあることを強調する。ここでは、北欧やアメリカで従来推進されてきた「処遇行刑」を批判する「反処遇思想」、それをやみくもに導入しようとするわが国の一派の主張を批判し、犯罪者の「人権」と社会の「安全」を調和させることのできる新しい犯罪者処遇モデルを提示しようとする。その具体的提案として、暴力累犯性の精神病質性犯罪者の処遇に関するモリス・モデル（バトナー連邦矯正施設での実践）とピレフェルト・モデル（著者も参加した、社会治療専門家会議の研究プロジェクト・グループの構想にかかもの）を提示し、社会内処遇モデルとして、イギリスの社会奉仕命令を範として、ミュンヘンで試みられている「ブリュッケ」の実態を紹介している。理論編のうち、最も重要な「刑罰と処分」に関する理論的考

察は、意外に簡単であり、従来の概念規定にあまり多くをつけ加えていない。又、刑罰と処分の二元主義に関しても、著者の既発表の見解への批判に対する反批判以上のものを出ない。

第二編は、著者の面目躍如たる部分であり、「序論」に続いて、「拘禁形態の新しい変遷」の章で、フルスビュッテルはか三施設、男女混合処遇としてのホルセルドとリンゲというデスマークの施設が紹介され、「青少年犯罪者に対する処遇」の章では、アルックスホーフ（スイス）、モーガンタウン（アメリカ）、ハーメルン（西独）の三施設の状況が詳しく紹介されている。次いで、「女性犯罪者に対する処遇」の章では、リュベックほか二施設で、西独の現在の女性受刑者に対する処遇の現況が語られ、「精神病質（性格異常）犯罪者に対する処遇」の章では、ベルリン・テーゲル、メスタク・クリニク（オランダ）、ミッターシュタイク（オーストリア）、ヘルシュテッドヴェスタ（デンマーク）など七施設、「精神障害犯罪者に対する処遇」の章では、ハール精神病院など西独の四施設、中央ニューヨーク精神医療センター、ミッド・ハドソン精神医療センターのアメリカの二施設に関する詳しい報告がある。この二章は、著者が社会治療に多年にわたり関心をもち、西ドイツやオランダ、オーストリア、スイスの研究者・実務家とつき合い、小まめに施設見学をくりかえし、或いは単独で実地見学に出かけるなどした日頃の努力が見事に結実した部分である。

最後の章は、「薬物乱用犯罪者に対する処遇」であり、ここ

ではハール精神病院など、三ヶ所の具体的状況が描かれている。私は、常日頃、刑事政策は、頭で考えることもさることながら、足でかせがなければいけないと主張している。人から聞いたり、読んだりしている刑事政策は、頭でっかちになり、絵空事になりかねない。殊に、外国に出かけるチャンスが少ない島国の研究者の常として、わずかな知見を想像でふくらませて、観念の遊びをする弊害がある。刑法理論学のように、思弁が先行する学問領域でも、最近、社会科学の方法論を用いたり、実証研究の成果、刑事政策の動向への連動を心がける論著が増えている。実務家による検証もないわけではないが、理論学の分野では、論理的整合性とか説明のたくみさ、分析・分類のさえないような抽象的思考能力の所産がある程度、物をいう。だが、刑事政策の分野では、常に、待ったなしの決断をくりかえし、限られた予算、人的・物的制約のもとで、犯罪の防止、抑圧、犯罪人の処遇、社会復帰の日常業務でたくましく生活している実務家が、理論や仮説をその実践の場で検証する。宙に浮いた議論は、説得力をもちえないのである。この意味では、本書のように、欧米の諸国が現に行ない、或いは行おうとしたり、失敗したりしている刑事政策の現実と展望を具体的に提示している著作は、一層の考察のための思考の材料を提供するのであるから、実務家にとっても意味のある仕事といえるであろう。

三 本書に対する注文は、勿論、いろいろあり、以下、指摘

する諸点を次々と克服することによって、著者が一層の発展をとげることを心から期待したい。

(1) 本書は、比較的短時間でまとめたためか、私の見るところ、誤植がかなりあり、かつ、文章としてこなれていないと思われる箇所も少くない。著者は、割合、分りやすい文章を書くタイプであるが、それでも、文脈が混乱しているところが散見されるのは、推敲不足と思われる。誤植の例・人名・マーチンソン(三二頁)、グルーレ(三四頁)、レーン(六〇頁)、バーバラ・ウートン(八五頁)、モリッツ・リープマン(一三四頁)。地名・ミッターシュタイク(二二二頁)、マイン・プロインゲスハイム(一八三頁)、カウフボイレ(二五二頁)など。また、前置詞と定冠詞との融合形の語尾の誤植が目立つ。細かいことではあるが、西ドイツの第二次刑法改正法の公布を一九七四年三月としているが、これは刑法施行法の誤まりであろう(二二頁)。処遇の前提ということで、若干の学者の犯罪者分類に言及したと思われるが(三三頁以下)、そこにあげられたものは、余りにも古典的であり、それらの分類と現実の矯正における受刑者分類(三八頁以下)とが殆んど有機的関連性をもっているようには思えない。

(2) 次に、やや実質的な問題点にふれよう。

社会内処遇モデルとして、著者は、西ドイツのブリュッケに言及し、これを成人をも含む「社会内処遇」の具体例として説明している。だが、此の西ドイツの試みは、少年裁判所法の規定を運用上用いて、一種のダイバージョン的な効果をはかる

頁参照。

べく、実施している。イギリスでは、若年成人の刑事裁判において、試みられたようである（三宅孝之君の論文参照）。わが国では、試験観察と補導委託が類似の制度と思われるが、著者は、家庭裁判所における運用を念頭に置いているのか、それとも刑事裁判所での運用なのか、若しそうだとすると、裁判所に保護観察官が所属していないわが国のシステムでは、どうやって裁判所の判断とこの制度の実効性とを結びつけるのかなど、日本の法制度をふまえた具体的な提案である必要があるはしないか。薬物乱用者に関してであるが、欧米では、たしかに、麻薬の乱用者が大きな社会問題をなしている。従って、これの対策が急がれている。他方、わが国の現状においては、むしろ、覚醒剤の乱用が現下の急務である。薬物という点では共通かも知れないが、しかし、社会的立地条件とか、製造者と消費者の間に介在する組織暴力団の問題、適法に輸出された原料が、近くの間で簡単に加工され、大量に逆輸入されるという現実など、日本の今日の社会問題に固有な検討を要する論点があり、西ドイツの規制や処遇の実態が、どれほど役に立つか、いささか疑問である。一九八二年に改正された「麻薬法」（わが国の麻薬取締法）に規定された、患者の自発的な通院意欲を強制治療の猶予に結びつける社会内処遇の方法にふれないのは何故か疑問である。ギンター・ブラウ、宮澤沢・西ドイツにおける少年非行の動向と対策、法学研究五六巻九号、一九八三年、特に、四六

四 著者加藤君の特色は、刑事政策の事実に側面をあぐなき探究欲の発露にある。しかし、事実面だけを追い求める刑事政策は、実は、空しい作業に終始する。何故なら、事実は、常に古くなり、その探究した現実とは、その時点での事実の一面を示めすにすぎず、今日は、瞬時にして昨日となり、直ちに過去となる。その時点で考察した「事実」なり「真実」は、極めて短時間の「相対的真実」にすぎない。刑事政策の事実面にだけ関心を持つ者は、回顧的な「語り部」となる。刑事政策も、理論がなければならぬ。実定法秩序を常に念頭に置いた理論家であることを要求されるのが、今日の、在るべき姿の「刑事政策家」である。残念ながら、法律家としての十分な素養を備えたとは言いがたいのが、これまでの加藤君の論著の弱点であった。前出の同君の学位論文に対して、この点の補強を求めたのは、まさに、刑事政策家として確固たる理論的基礎の上に立つて、寸分の隙のない議論を展開することが今後の課題であると考えたからにはかならない（法学研究・前出五六巻一〇号、二一九頁上段）。本書は、右の評言が公刊された直後に出版された事情もあり、残念ながらわれわれの批判には応えていない。すでに一言したように、刑罰と保安処分に関する説明は、全くの御座りな解説に終始し、これまで一般に説明されているところを殆んど出していないのである。これでは、事実について、比較的物を知っている者というとは言えても、刑事政策の次の時代を背負う研究者と言うをはばかる。本書の勝負は、新しい学問情

報をしつかり分析し、刑事政策の理論の展開をきちんとふまえた、「理論家」としての風格のある研究者となるか否かで決まる。もとより、二、三の外国文献を下敷きにして解説論文を書き、それを十数本ためて本にするといった安易な態度やアメリカあたりの文献ソノラスに頼って集めた情報を組みかえて論文に仕立てるといった手法で、理論家を僭称するのでもない。

自分の手でこつこつと文献を集め、それを読み、自分の頭で考えることが、すべてである。その意味で、オリジナルの厳密なクリティックもまた必要である。その一例を示めず。刑罰と処分につき、二元主義的な理解に関連し、「レットテル詐欺 (Retteltäuschwindel)」という表現がある。この表現は、たしかに、

ルラウシュ論文の全刑法雑誌四四巻、一九二四年、三三頁に出でくる。しかし、原著を良く読んでみると、それは、コールラウシュが、一九二一年五月のイェーナにおける国際刑事学協会ドイツ部会、一九二一年九月のバンベルクにおけるドイツ法学大会、一九二二年六月のゲッティンゲンにおける国際刑事学協会、ドイツ部会の三つの会合で学者や実務家がいりみだれて、刑罰と処分に関する代替主義、併科主義の争いを展開した状況を回顧し、学派の争いをいかに解決すべきかについて細かく紹介し、検討する文章の中に出てきており、その中で、矯正施設長シュワントナーの発言と明記してカッコつきで引用しているのである。従って、コールラウシュがこのように述べたと受け取られかねない「引用」は、正確ではないのである。ついでなが

ら、そこでの議論は、刑罰の執行を終えた受刑者に対し、その者を公共危険性の故に、さらにその後「保安の見地で引き続き拘禁する」(Sicherungshaft)という提案に関して、名称は「処分」であるが、その執行の現実には「刑務所」で行うという解決は、「レットテルの詐欺」と受け取られるという趣旨の議論なのである。こういうコンテキストを無視して、この議論を保安監置など提案してもいないわが国の処分提案に対する反対論の中で引用する若い学者が居る(その者は、加藤君の著書の二〇六頁に出てくる)が、こういう手合いは、議論の相手にするものはかる曲学の徒輩というべきである。

五 以上、思いつくままに、腹藏なく私見を述べた。それは、この著者ならば、批判された点を一つ一つ点検し、妥当であればそれを血となし、肉となし、自説を修正するのみか、さらに補強し、着実に、批判者の牙城に肉迫してくるものと信頼しうるからこそ敢えて行った。どうでもいい相手、さして伸びる見込みもない者に対して、いや味を言ってもはじまらないと思えば、すべてをわきまえたほほ笑みをもって黙殺することが、大人の智慧とであろう。加藤君が、その第三の著作において、評者にとっても苦しいこの文章に対し、事実をもって応じてくれることを念じ、好漢の自重と精進を期待し、筆を擱く。

(慶應通信・一九八四年・A5判・三一〇頁・三三〇頁)